

令和4年度：第1回新潟市犯罪被害者等支援推進会議 会議概要

◆会議概要

- 日時：令和4年9月28日（水）午後3時00分～午後4時30分
- 場所：新潟市役所 3階 対策室3
- 出席者
 - ・委員
井口委員、中曽根委員、大花委員、高橋委員、小林委員 以上5名
(欠席：丹羽委員)
 - ・事務局
市民生活部長 市民生活課長 同課室長 同課職員2名
 - ・傍聴者3名（うち報道2名）

◆次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 新潟市犯罪被害者等支援推進会議の目的について
4. 会長・副会長選出
5. 議事
 - (1) 新潟市犯罪被害者等支援条例と市の支援施策について
 - (2) 新潟市犯罪被害者等支援推進計画（仮称）の方向性について
5. その他
6. 閉会

◆審議内容

会長及び副会長の選任について

- 新潟市犯罪被害者等支援推進会議会長及び副会長の選任について、事務局から説明がありました。
- 協議の結果、新潟市犯罪被害者等支援推進会議会長に丹羽委員、同副会長に大花委員が選任されました。

議事(1)新潟市犯罪被害者等支援推進会議の目的について

- 新潟市犯罪被害者等支援推進会議の目的について、事務局から説明がありました。
 - ・犯罪被害に伴いかかる費用助成及び無利子の資金貸付の申請状況について、質問がありました。

- ・犯罪被害よって転居せざるを得ないという方は非常に多いため、転居費用の助成制度があることが非常に心強いという、意見がありました。
- ・見舞金や無利子の資金貸付に関して、申請から受領できるまでの期間について、質問がありました。
- ・見舞金や無利子の資金貸付の申請に際して必要書類が多いなど、申請することが犯罪被害者等にとって困難なものではないかという、質問がありました。
- ・犯罪被害者等支援施策一覧の「弁護士への相談」は新潟市が行っている無料弁護士相談を利用するのかについて、質問がありました。
- ・新潟市犯罪被害者等支援条例に、「家事又は介護を行う者の派遣を行う。」と記載されているが、条件が複数あるため、どんな犯罪被害者の方でも家事等の派遣を受けられるよう、条件の緩和をしてほしいという、意見がありました。
- ・市営住宅の抽選倍率優遇制度について、抽選ではなく、犯罪被害者等に関しては、優先的に入居できるようにしてほしいという、意見がありました。
- ・性被害に関する相談件数の増加について、意見がありました。
- ・性被害者の方へ見舞金や無利子の資金貸付支給を行ってほしいという、意見がありました。
- ・新潟市役所での犯罪被害者等支援に関する研修の開催について、意見がありました。
- ・民間支援団体へ引き続き支援を行ってほしいという意見がありました。
- ・見舞金の支給等の申請に警察への被害届の提出は必須かという、質問がありました。
- ・警察への被害届提出が必須な支援策は、財源が伴う施策のみかという、質問がありました。

議事(2)新潟市犯罪被害者等支援推進計画(仮称)の方向性について

○新潟市犯罪被害者等支援推進計画(仮称)の方向性について、事務局から説明がありました。

- ・計画のなかで事務局が目指してほしいポイントの有無について、質問がありました。

その他

- ・犯罪被害者等支援に関するポスター等をコンビニに掲示できるかについて、質問がありました。
- ・新潟市犯罪被害者等支援総合窓口の一層の周知について、意見がありました。

◆会議資料

資料 1 : 座席表

資料 2 : 新潟市犯罪被害者等支援推進会議出席者名簿

資料 3 : 新潟市犯罪被害者等支援推進会議の目的について

資料 4-1 : 新潟市犯罪被害者等支援条例の概要

資料 4-2 : 新潟市犯罪被害者等支援条例 条文

資料 5-1 : 「新潟市犯罪被害者等支援条例」施行に伴う取組みについて

資料 5-2 : 新潟市における犯罪被害者等支援施策一覧

資料 6 : 新潟市犯罪被害者等支援推進計画（仮称）構成案

資料 7 : 新潟市犯罪被害者等支援推進計画（仮称）策定スケジュール（案）

参考資料 1 : 他市町村における犯罪被害者等施策に関する計画等の策定状況

参考資料 2 : 第 3 次秋田市犯罪被害者等支援推進計画

参考資料 3 : 磐田市犯罪被害者等支援推進計画